

# 石綿含有仕上塗材の解体等工事で、届出が変わります！

**令和3年4月から改正大気汚染防止法が施行されます。**

- 石綿含有仕上塗材は、吹付け石綿から「仕上塗材」へカテゴリーが変わり、**特定粉じん作業実施届出が提出不要**になります。
- 石綿含有下地調整材は「石綿含有成形板等」に該当します。
- 作業基準が法律で規定されます。
- 吹付工法、ローラー塗りにかかわらず、石綿含有仕上塗材と石綿含有下地調整材は市条例に基づく事前調査結果の届出\*が必要です。  
※床面積 80m<sup>2</sup> 超過の解体工事  
 (令和4年4月からは法律に基づく電子申請システムに代わるため、要件の変更があります。)



**仕上塗材除去時の作業基準：薬液等で湿潤化すること。**

**除去後、作業場内の清掃等を行うこと。**

- ・剥離剤併用手工具ケレン工法
- ・剥離剤併用高圧水洗工法  
(30～50MPa 程度)
- ・剥離剤併用超高压水洗工法  
(100MPa 以上)
- ・剥離剤併用超音波ケレン工法

電気グラインダーその他電動工具を併用する場合は、除去をする範囲を、プラスチックシートで囲い、囲いを外す前に清掃が必要です。

※隔離養生をし、集じん・排気装置を使用して除去することもできます。

- ・集じん装置併用手工具ケレン工法
- ・集じん装置併用手工具ケレン工法
- ・集じん装置付き超高压水洗工法(100MPa 以上)
- ・超音波ケレン工法(HEPA フィルター付き掃除機併用)

国で取り扱いを検討中です。

吹付けパーライト及び吹付けバーミキュライトは「吹付け石綿」に該当しますので、従来通り、「特定粉じん排出等作業実施届出」の提出が必要です。

事前調査結果届出書については、川崎市のホームページをご確認ください。

石綿含有成形板等のチラシも併せてご覧ください。

ご相談・お問合せ先 川崎市環境局環境対策部大気環境課

TEL：044-200-2526 FAX：044-200-3922

環境省のホームページもご参照ください。

URL: [http://www.env.go.jp/air/post\\_48.html](http://www.env.go.jp/air/post_48.html)

環境省 改正大気汚染防止法について

検索



一番下の講演資料に、事業者向け説明会の記載があります。